

剣山観光登山リフト株式会社安全報告書

1.利用者の皆様へ

当社の 索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠に有難うございます。
当社は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組や安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

剣山観光登山リフト株式会社 社長 郡 敬

2.基本方針と安全目標

『基本方針』

1. 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針は事項によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 社長、役員及び職員(職員に準じるものを含む。以下、「職員等」という)の安全に係わる行動規範(安全の基本理念、安全方針)は、次のとおりとする。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程(本規程を含む。以下、「法令等」という。)を良く理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義あるときは最も安全と思われる取扱いをします。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとります。
- (6) 情報はもれなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

『安全目標』

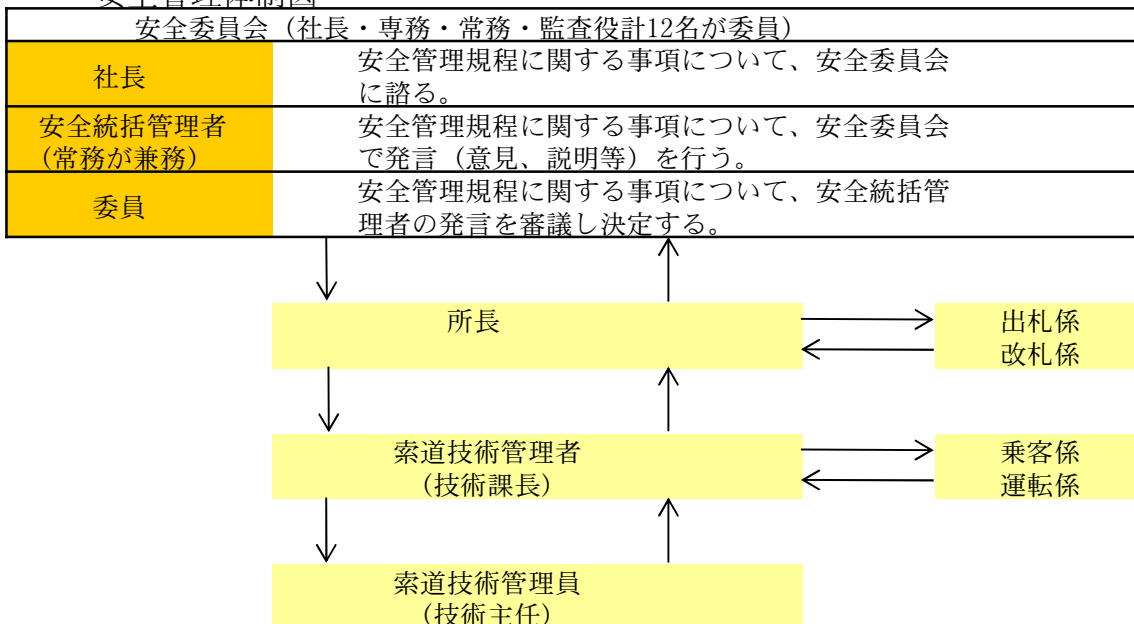
2016年度・・・乗客はもちろん職員からも人身事故を出してはならない。命が一番大切！

- ①安全のための修理修繕・交換を第一に優先し経費は惜しまない！
- ②操作盤配線等オーバーホール・避難路板等オーバーホール
- ③安全教育はしっかり身につける。
- ④職員だけでなく経営者の安全管理体制の充実

3.当社の安全管理体制

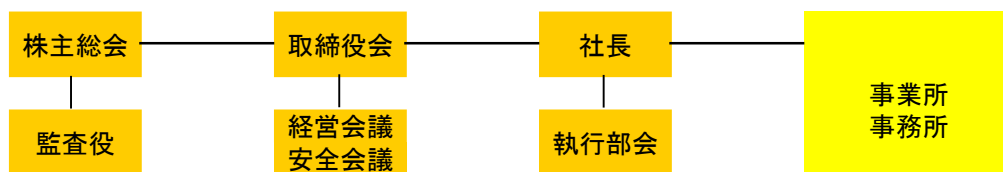
1.安全第一の観点に立ち、安全運行に支障のない予算組みがすみやかに出来るよう、法令で定める安全統括管理者は常務が兼務する。

安全管理体制図



2. 監査役は安全運行のための内部監査を年1回行う。

機構図



4. 輸送の安全確保の取組

当社では、輸送や皆様の安全に役立つよう、シーズン営業開始前に施設及び取扱いについて安全教育定期的に救助訓練を実施しています。アルバイト・臨時職員についても同様に教育・訓練を実施しています。安全管理体制としては内部監査と安全会議に出席できる安全委員を任命し外部からの意見を取入れ、登山リフト乗り場には、乗車時の注意事項(剣山登山リフト約款抜粋)を掲示してありますので、ご確認ください。

6. ご連絡先

〒779-4101

徳島県美馬郡つるぎ町字西山
剣山観光登山リフト株式会社

TEL 0883-62-2772

FAX 0883-62-4748